



グリーン調達基準書

2019年9月	別表 1、2 物質追加改訂
2018年7月	別表 1 使用禁止物質追加
2014年4月	環境憲章変更
2012年3月	全面改訂
2006年3月	別表 1、2、3、様式 2 改訂
2005年4月	制定

はじめに

大崎電気工業は、環境憲章のもと、地球の環境保護が重要な経営課題の一つであると認識し、開発、設計段階から購買、製造、物流などのあらゆる事業活動の面を通して、環境汚染物質の除去、省資源、省エネルギー、リサイクル、廃棄物の削減などに努め、継続的な環境負荷の低減に取り組んでまいりました。

昨今、欧州をはじめとした環境への取り組みに対する法的規制、或いは社会的要請が益々強まってきており、大崎電気工業としてこのような情勢を踏まえ、「グリーン調達基準書」を制定いたしました。

大崎電気工業は、この基準書に基づき、お取引先様並びに調達する資材について、環境負荷に関する調査や評価を行い、環境に配慮した資材調達活動を推進してまいります。

なお、この活動を推進するにはお取引先様のご理解が不可欠であり、お取引先様とのパートナーシップを更に良くしていきたいと存じますので、ご支援、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

2005年4月1日

大崎電気工業株式会社

大崎電気工業グリーン調達基準書

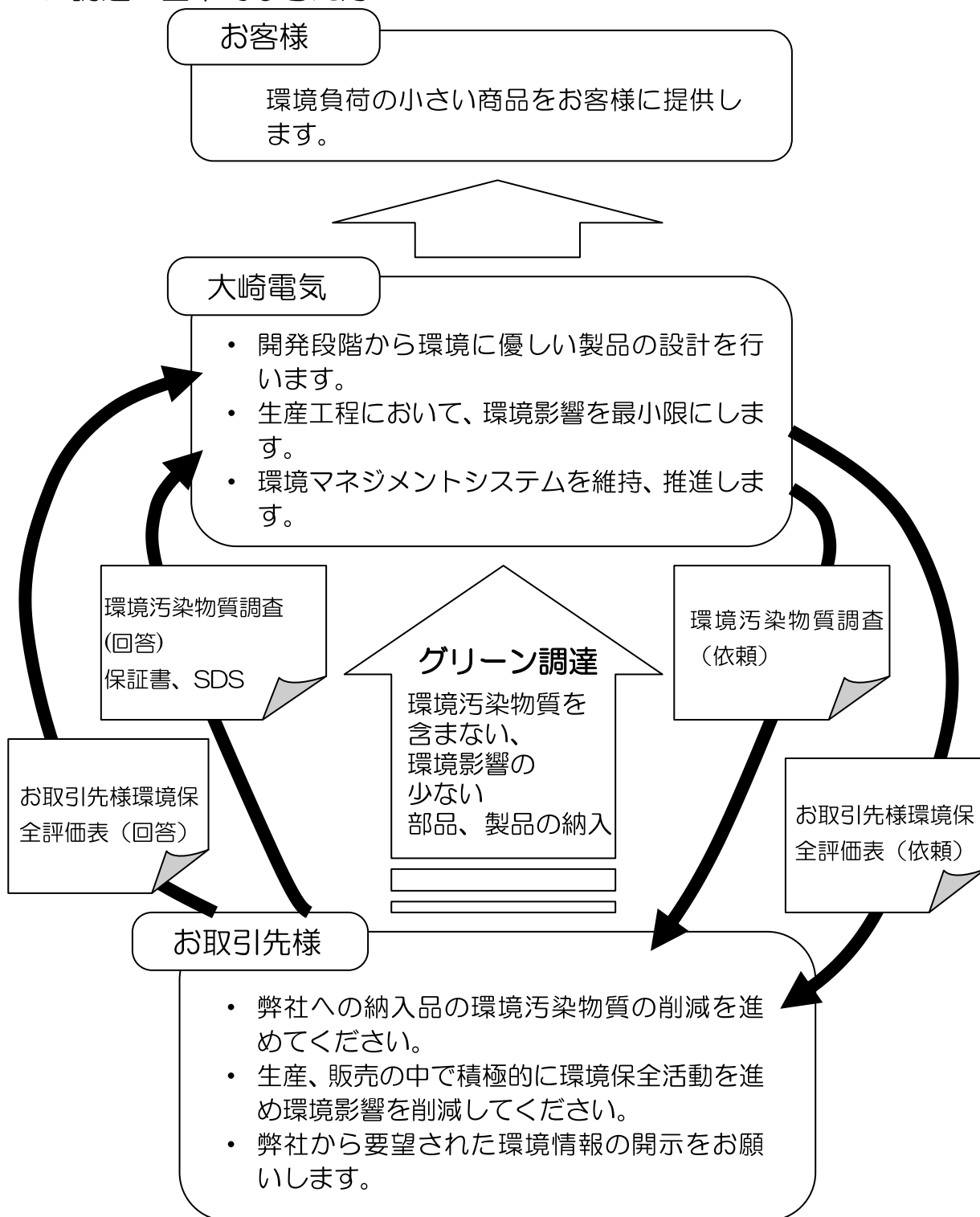
目 次

大崎環境憲章	P1
グリーン調達の基本的な考え方	P1
I. グリーン調達	P2
1. 目的		
2. 適用範囲		
3. 用語の定義		
II. グリーン調査の実施	P3
1. お取引先様調査と評価		
(1) 調査対象		
(2) 調査事項		
(3) お取引先様の環境保全評価		
(4) 評価表の扱いと評価基準		
(5) 継続的取り組み		
2. 物品の調査	P4
(1) 調査方法		
(2) 調達可否の判定		
(3) 情報のご提供		
3. グリーン調査の回答期限	P5
4. 回答の取り扱いについて	P5
5. 運用フロー	P5, 6
(1) お取引先様調査と評価の運用フロー		
(2) 物品の調査の運用フロー		
III. お取引先様へのお願い事項	P7
別表1 環境汚染物質リスト 使用禁止物質 (レベルA物質)	P8, 9
別表2 環境汚染物質リスト 早期廃止物質 (レベルB物質)	P9
別表3 環境汚染物質リスト 管 理 物 質 (レベルC物質)	P9
様式1 お取引先様環境保全評価表		

大崎電気工業 環境憲章

当社は、計測制御及び情報通信に関する技術と製品及びシステムの提供によるエネルギーマネジメントを通して、エネルギーソリューションを追求し、新たな価値を創造することで社会への貢献を果たすとともに、従業員の一人ひとりが環境保全への貢献、地域社会への貢献を図るといった環境理念のもとに、地域及び地球の環境保全に寄与します。

グリーン調達の基本となる考え方



I. グリーン調達

1. 目的

弊社は、大崎電気工業環境憲章のもと、環境負荷の低減と、持続可能な循環型社会の実現を、弊社とお取引先様が共同で目指します。

グリーン調達の推進に当たっては、以下の項目をねらいとしています。

- (1) 環境負荷の少ない商品をお客様に提供します。
- (2) 商品を作る過程において環境負荷を最小限にします。
- (3) 環境負荷の少ない資材を優先的に調達します。

2. 適用範囲

この基準書は、大崎電気工業株式会社埼玉事業所（岩手大崎電気株式会社を含みませぬ。）がお取引先様より調達する以下の物品に適用します。

- ・弊社が購入する、OEM 製品、材料、部品、補助材、梱包材、生産工程で使用する化学物質等

* 弊社が購入する、文房具、事務用品等は、適用範囲から除外しますが、「グリーン購入」として、エコ商品の購入を推奨します。

3. 用語の定義

(1) グリーン調達

グリーン調達とは、「環境保全に積極的なお取引先様」から「環境汚染物質の含有量が弊社の設定した基準に適合した物品」を購入することをいいます。

(2) グリーン調査

グリーン調達を推進するためにお取引先様に対して実施する調査をいいます。

(3) 環境汚染物質

環境汚染物質とは、弊社環境汚染物質管理規定に基づく、使用禁止物質（レベルA物質）、早期廃止物質（レベルB物質）、管理物質（レベルC物質）の定義に該当する物質で、具体的には別表「環境汚染物質リスト」に記載された物質をいいます。

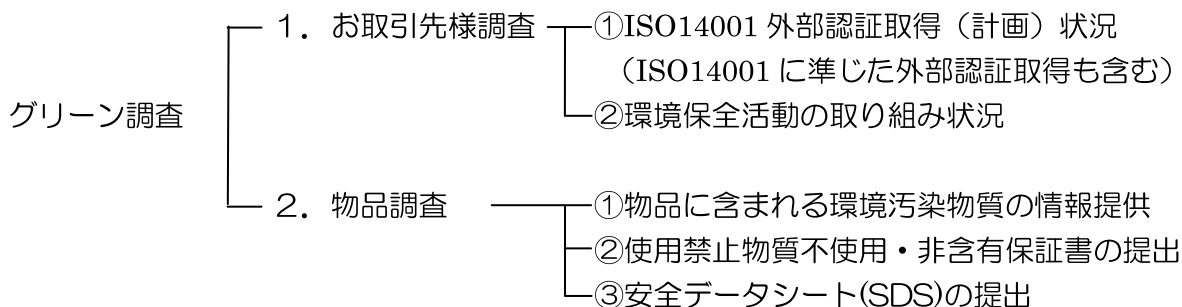
II. グリーン調査の実施

弊社のグリーン調査は、お取引先様調査と物品調査に区分し、資材購買部門及び開発部門が調査を行います。

お取引先様調査はお取引先様の環境保全への取り組み体制を自己評価していただき、結果を弊社にご提供いただきます。この調査はお取引先様選定の際の参考資料とさせていただきます。

また、物品調査は、物品に含まれる環境汚染物質の情報を弊社にご提供いただきます。この調査は物品の調達可否の判定に使用します。

【調査の体系図】



1. お取引先様調査と評価

「お取引先様環境保全評価表」（様式1）により調査します。

（1）調査対象

- ①調査対象は、既に継続した取引をしているお取引様および新規に継続取引を始めようとするお取引先様です。既に継続した取引をしているお取引様は、必要に応じて随時調査を実施します。また、新規継続取引を開始するお取引先様には、取引に先立って調査を実施します。
- ②お取引先様の調査は企業単位とします。

（2）調査事項

- ① ISO14001 外部認証取得（計画）状況
（ISO14001 に準じた外部認証取得も含む）
- ② 環境保全活動の取り組み状況

（3）お取引先様の環境保全評価

環境保全活動の評価は、「お取引先様環境保全評価表」（様式1）を用いて自己評価していただきます。

（4）評価表の扱いと評価基準

ご回答いただいた評価表に基づき評価結果をランク分けし、お取引先様選定の際の参考資料とさせていただきます。また、ランクC以下のお取引先については、最終的にランクAまたはBを目指して計画的なレベルアップをお願いします。

お取引先様調査の評価基準

ランク	評価結果
A	ISO14001 認証取得、または合計得点が70%を超える (ISO14001 に準じた外部認証取得も含む)
B	合計得点が50%超～ 70%以下
C	合計得点が30%超～ 50%以下
D	合計得点が30%以下

(5) 継続的取り組み

お取引先様におかれましては、環境保全活動に取り組んでいただき、また、取り組み結果を自己評価し、それに基づいて取り組みの改善を継続していただくようお願いいたします。また、活動には物品に含まれる環境汚染物質の含有量管理を含むとともに、削減に向けた継続的取り組みをお願いいたします。

2. 物品の調査

弊社では、必要に応じて次の3種類の環境汚染物質について、含有の有無、含有量、使用部位、使用目的を把握、記録します。

使用禁止物質（レベルA物質）・・・法令、客先要求及び業界指針等で使用を禁止している物質で、別表1に示すものです。

早期廃止物質（レベルB物質）・・・法令、客先要求及び業界指針等で期限を定めて早期に使用を禁止する物質で、別表2に示すものです。

管理物質（レベルC物質）・・・現時点では使用禁止ではありませんが、含有量を把握することを目的とする物質で、別表3に示すものです。

新製品や設計変更に伴い新たに使用する物品については、採用に先立って実施します。既に購入している物品については、必要に応じて随時調査いたします。

(1) 調査方法

①物品に含まれる環境汚染物質の情報提供

弊社が指定する調査票に沿って環境汚染物質の含有に関する情報提供をお願いいたします。含有の有無のみならず含有量を調査する場合があります。

②使用禁止物質不使用・非含有保証書の提出

弊社が指定する物品について、使用禁止物質不使用・非含有保証書を提出していただきます。

③安全データシート(SDS)の提出

弊社が指定する物品について、安全データシート(SDS)を提出していただきます。

お取引先様にて調査出来ない物品については、お取引先様の責任において二次取引先への調査をお願いいたします。

(2) 調達可否の判定

弊社は、ご提供いただいた調査結果の内容を確認し、次の条件を加味して調達可否の判断をいたします。

①弊社が定めた環境汚染物質のうち使用禁止物質（レベルA物質）を含有しないこと。

②弊社が定めた環境汚染物質のうち早期廃止物質（レベルB物質）について、含有量が法規制値未満であること、または弊社の廃止または削減計画に従っていること。

条件を満たさない場合には、「調達不可」としますが、代替物品のお願いをすることがあります。

(3) 情報のご提供

お取引先様での設計変更や工程変更などにより、物品に含まれる環境汚染物質に変化が発生する場合、再調査が必要となりますので、その情報を速やかにご提供いただくようお願いいたします。

3. グリーン調査の回答期限

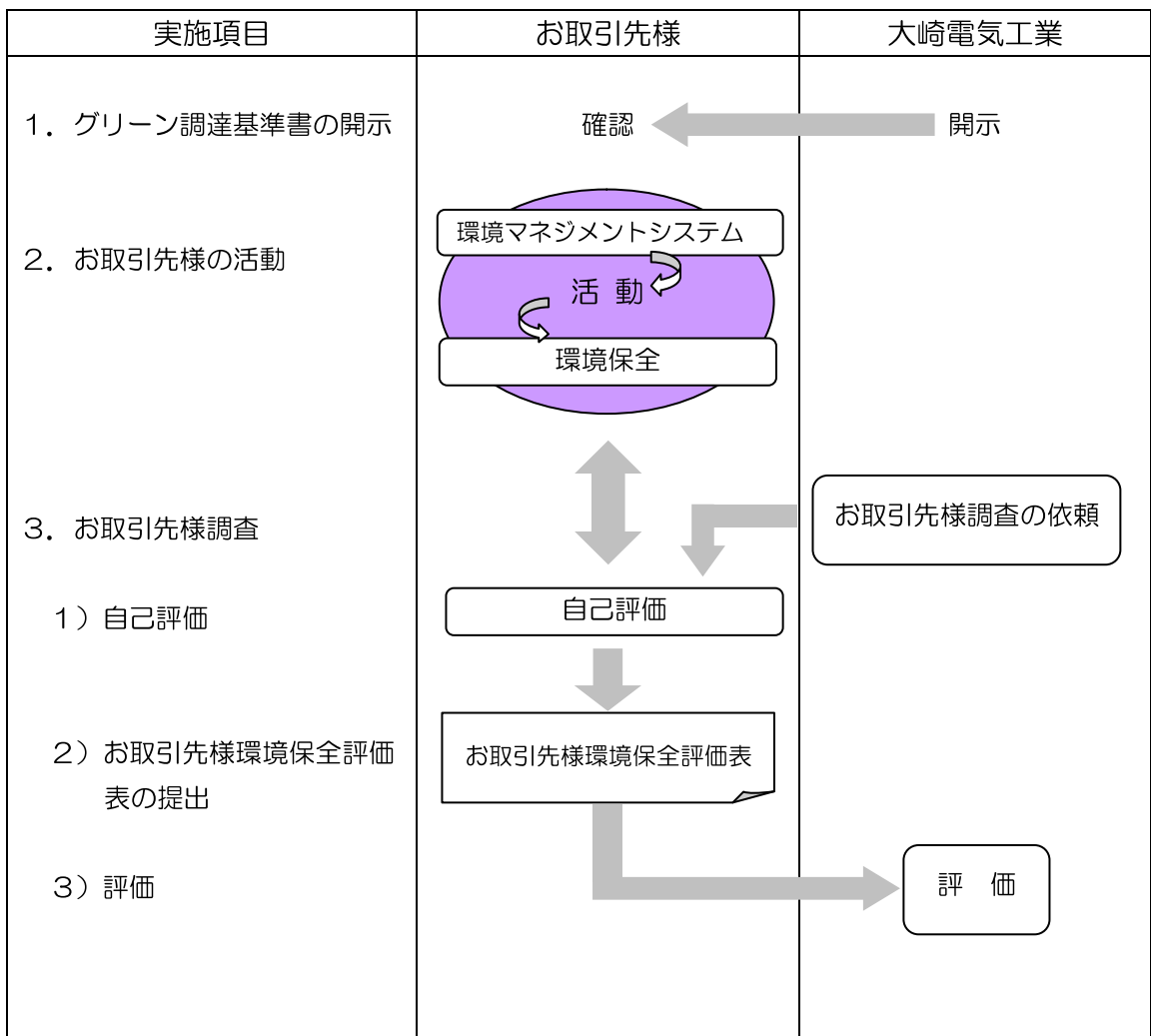
弊社よりグリーン調査をお願いする際は回答期限をご提示しますので、指定した期限内に回答いただくようお願いいたします。期限内に提出できない場合は、回答可能期日をご報告願います。

4. 回答の取り扱いについて

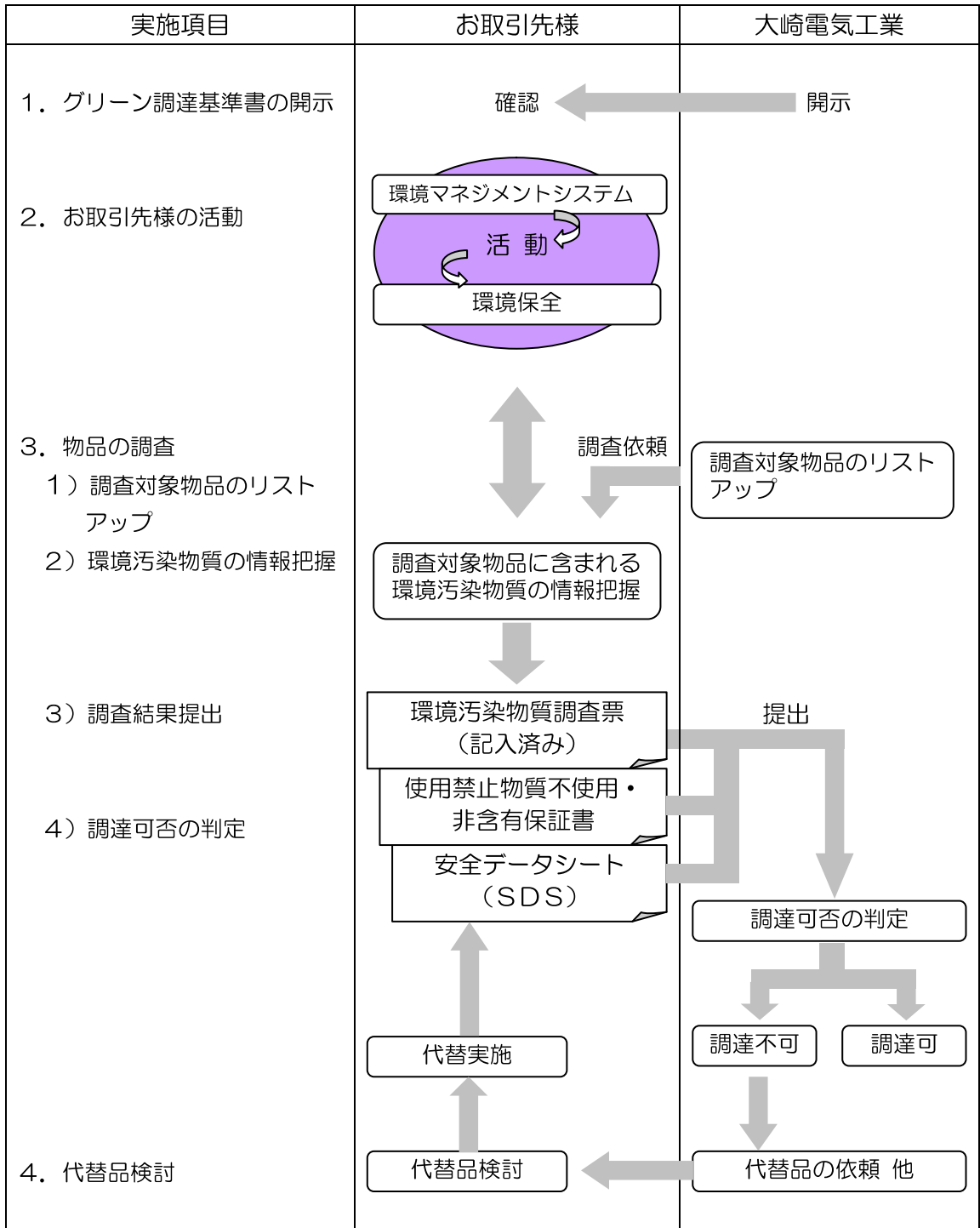
提出していただいたお取引先様環境保全評価表は、外部へ公表することはありません。環境汚染物質の含有量及び安全データシート(SDS)は、顧客要求があった場合、公表することがあります。

5. 運用フロー

(1) お取引先様調査と評価の運用フロー



(2) 物品の調査の運用フロー



Ⅲ. お取引先様へのお願い事項

お取引先様には、環境保全活動を組織的に管理推進され、改善の継続的実現をお願いすると共に、環境汚染物質の削減をお願いいたします。

お取引先様が製造業の場合、弊社に納入する物品を製造するために調達する部品、材料の製造者や加工依頼する二次加工先に対して、この基準書に準じた環境保全活動に取り組むよう指導し、基準書の内容を満たしていることを確認してください。

お取引先様が商社の場合、弊社に納入する物品の購入先の製造業に対してこの基準書の内容を伝えていただき、この基準書に沿った環境保全活動に取り組むようご指導願います。

以上

別表1 環境汚染物質リスト 使用禁止物質（レベルA物質：即日使用禁止）

No.	物質名（物質群）	社内規制値	参照法令
1	ポリ塩化ビフェニル（PCB）類	意図的使用禁止かつ50ppm未満であること	化審法「第一種特定化学物質」 POPs条約、EU POPs規制
2	ポリ塩化ターフェニル（PCT）類	50ppm未満であること	EU有害物質規制
3	アスベスト類	意図的な使用を禁止 0.1wt%（独化学品禁止規則）	EU有害物質規制、独化学品禁止規則、 労働安全衛生法
4	特定有機スズ化合物	意図的な使用を禁止 1000ppm未満（スズ含有濃度）	EU有害物質規制、独化学品禁止規則、 化審法「第一種特定化学物質」
5	短鎖型塩化パラフィン	意図的な使用を禁止 中鎖型塩化パラフィンの不純物として含有する場 合は1500ppm未満であること	EU有害物質規制 化審法「第一種特定化学物質」
6	特定臭素系難燃剤 （PBB、PBDE）	RoHS指令、J-Mossに準ずる 1000ppm未満であること	化審法「第一種特定化学物質」、 RoHS指令、EU有害物質規制、 独ダイオキシン法令
7	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	特定アミンとして30mg/kg（30ppm）未満である こと	独日用品規制、独化学品禁止規則、 EU有害物質規制
8	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が1以上のものに限る）	意図的使用禁止	化審法「第一種特定化学物質」 POPs条約、EU POPs規制
9	カドミウムおよびその化合物	RoHS指令、J-Mossに準ずる 100ppm（樹脂、塗料、インキ） 100ppm（包装材）	RoHS指令、EU有害物質規制、 独化学品禁止規則、EU包装材指令 化学物質規制（ワシグ、デンマーク）、
10	鉛およびその化合物	RoHS指令、J-Mossに準ずる 100ppm（包装材）	RoHS指令、独化学品禁止規則、 EU有害物質規制、プロポジション65、 EU包装材指令
11	六価クロム化合物	RoHS指令、J-Mossに準ずる 100ppm（包装材）	RoHS指令、EU包装材指令
12	水銀およびその化合物	RoHS指令、J-Mossに準ずる 100ppm（包装材）	RoHS指令、EU包装材指令
13	オゾン層破壊物質	意図的な使用を禁止	オゾン層保護法、モントリオール議定書、 米国、1990年大気浄化法第611条、 76/769/EEC(+94/60/EEC、+97/64/EEC)
14	ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）	意図的な使用を禁止	オゾン層保護法、EU ODS規則、 米国 大気浄化法
15	ホルムアルデヒド	気中濃度 0.1ppm未満であること （独化学品禁止規則） 気中濃度 0.15mg/m ³ 未満であること （デンマークホルムアルデヒド規制）	独化学品禁止規則、 デンマークホルムアルデヒド規制 米国 TSCA
16	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）およびその塩	意図的な使用を禁止 半製品、整形品、部品 1000ppm未満 表面処理 1μg/m ² 未満 であること	化審法「第一種特定化学物質」 POPs条約、EU POPs規制
17	特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的な使用を禁止	化審法「第一種特定化学物質」
18	ジメチルマレート	0.1ppm未満であること	EU有害物質規制
19	多環芳香族炭化水素（PAH）	1ppm未満であること	EU有害物質規制
20	ヘキサブロモシクロデカン	意図的な使用を禁止 100ppm未満であること	化審法「第一種特定化学物質」 POPs条約、EU POPs規制
21	フタル酸エステル（4種） ・フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP） ・フタル酸ブチルベンジル（BBP） ・フタル酸ジ-n-ブチル（DBP） ・フタル酸ジイソブチル	RoHS指令 1000ppm未満	RoHS指令、
22	塩化リン酸エステル系難燃剤（3種） ・トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）ホスファート（TDCPP） ・トリス（2-クロロエチル）ホスファート（TCEP） ・トリス（1-クロロ-2-プロピル）ホスファート（TCEP）	1000ppm未満であること	米国 国内法
23	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	意図的な使用を禁止	カナダ環境保護法
24	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、その塩およびPFOS関連物質 （パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、その塩およびPFOS関連物質）	PFOS（塩を含む）の場合、25ppb（0.025ppm）未 満であること 1つまたは複数のPFOS関連物質の組合せの場 合、濃度合計が1000ppb（1ppm）未満であること	EU有害物質規制

別表1 つづき

No.	物質名 (物質群)	社内規制値	参照法令		
25	ヘキサクロロベンゼン	政令で定める用途以外の用途に使用禁止	化審法「第一種特定化学物質」		
26	アルドリン				
27	ディルドリン				
28	エンドリン				
29	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン)				
30	クロルデン				
31	ビス (トリブチルスズ) =オキシド				
32	N,N-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン				
33	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール				
34	トキサフェン				
35	マイレックス				
36	ケルセン又はジコホル				
37	ヘキサクロロブター-1,3-ジエン				
38	PFOSF(ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド)				
39	ペンタクロロベンゼン				
40	α -ヘキサクロロシクロヘキサン				
41	β -ヘキサクロロシクロヘキサン				
42	γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン				
43	クロルデコン				
44	ヘキサブロモビフェニル				
45	テトラブロモジフェニルエーテル				
46	ペンタブロモジフェニルエーテル				
47	ヘキサブロモジフェニルエーテル				
48	ヘプタブロモジフェニルエーテル				
49	エンドスルファン又はベンゾエンピン				
50	ペンタクロロフェノール又はその塩もしくはエステル				
51	デカブロモジフェニルエーテル				
52	黄りんマッチ			製造等禁止	労働安全衛生法 「製造等が禁止される有害物質」
53	ベンジジン及びその塩				
54	放射性物質			原子炉等規制法	原子炉等規制法

別表2 環境汚染物質リスト 早期廃止物質 (レベルB物質: 期限付き使用禁止)

No.	物質名 (物質群)	社内規制値	参照法令
1	ポリ塩化ビニール (PVC) およびその混合物	電気・電子機器における内部配線等	お客様の規制に伴う自主規制

* 使用禁止期限については要望などに合わせ時期を設定する。

別表3 環境汚染物質リスト 管理物質 (レベルC物質: 禁止及び削減は実施せず含有量のみ把握)

No.	物質名 (物質群)	社内規制値	参照法令

該当なし

貴社名	
所在地	
本社	都道府県 区市郡
従業員数	
業態	<input type="checkbox"/> メーカー、 <input type="checkbox"/> 商社、 <input type="checkbox"/> その他（ ）

回答日	年 月 日
責任者の署名・印	印

(1) ISO14001外部認証取得状況に関する項目 (YES/NOいずれかに○)

ISO 14001 外部認証を取得済である。 (ISO 14001 に準じた外部認証取得も含む)	YES/NO	取得日	認証機関	認証No.
ISO 14001 外部認証を取得準備中。 (ISO 14001 に準じた外部認証取得も含む)	YES/NO	審査予定日	認証機関	

* 取得済みチェックがYESの場合は、登録証写しと環境方針のご提出をお願いします。

(2) 環境保全活動に関する項目 (上記(1) ISO外部認証取得済が「YES」の場合は記入不要)

* 「○」: 質問事項を満たす、得点5点。 「×」: 質問を満たさない、得点0点 } 該当する得点を自己評価欄にご記入ください。
「△」: 質問事項を一部満たす、得点3点。 「-」: 該当しない

評価項目		自己評価 *		
		○	△	×
環 境 針	1. 環境保全に対する環境理念・環境方針はありますか。 ・あり ○ ・準備中 △ ・なし ×			
計 画	2. 環境保全に対する改善のための計画はありますか (目的・目標)。 ・制定済み ○ ・準備中 △ ・なし ×			
・ 組 織	3. 環境保全を推進するための組織体制はありますか。 ・あり ○ ・準備中 △ ・なし ×			
環 境 側 面 ・ シ ス テ ム	4. 大気汚染に関して法律を遵守していますか。 ・遵守している○ ・一部遵守 △ ・遵守していない×			
	5. 水質汚濁に関して法律を遵守していますか。 ・遵守している○ ・一部遵守 △ ・遵守していない×			
	6. 廃棄物に関して法律を遵守していますか。 ・遵守している○ ・一部遵守 △ ・遵守していない×			
	7. エネルギー消費に関して法律を遵守していますか。 ・遵守している○ ・一部遵守 △ ・遵守していない×			
	8. 騒音、振動に関して法律を遵守していますか。 ・遵守している○ ・一部遵守 △ ・遵守していない×			
	9. 環境に関する内部監査の仕組みはありますか。 ・あり ○ ・準備中 △ ・なし ×			
	10. 弊社が定める使用禁止物質 (レベルA物質) を自社内で使用していますか。 ・使用せず ○ ・使用している ×		-	
教 育 そ の 他	11. 環境関連の教育・訓練を実施していますか。 ・実施済み ○ ・準備中 △ ・実施していない×			
	12. 地域の環境保全活動に参加していますか。 ・参加している○ ・一部参加 △ ・参加していない×			
得 点				

(3) ランク判定

評価結果	判定区分	ランク	判定区分	ランク
合計得点 / 満点	70%超またはISO 認証取得済 YES の場合	A	30%以下	D
= %	50%超~70%以下	B		
	30%超~50%以下	C		